



平成 28 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 寺 田 勝 宏 (J A S D A Q コード 7 6 1 0)
問 い 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 藤 原 克 治
電 話 番 号	0 3 - 5 7 1 9 - 4 7 7 5

定款の一部変更に関するお知らせ

平成28年4月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成28年5月27日開催予定の第26期定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

今般の会社法改正により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役、社外監査役から、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、監査役に拡大されたため、定款規定を変更するものがあります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 5 月 27 日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 28 年 5 月 27 日

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p data-bbox="188 302 762 380">第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p data-bbox="204 443 539 477">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="188 495 762 712">第28条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p data-bbox="188 730 762 1144">2 当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>社外取締役</u>については10百万円以上、<u>社外監査役</u>については3百万円以上、会計監査人については50百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>	<p data-bbox="794 302 1321 380">第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p data-bbox="810 443 1145 477">(損害賠償責任の一部免除)</p> <p data-bbox="794 495 1066 528">第28条 現行のまま</p> <p data-bbox="794 730 1414 1144">2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>、<u>監査役</u>及び会計監査人との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>については10百万円以上、<u>監査役</u>については3百万円以上、会計監査人については50百万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>

以上